

戸田市優良推奨品等制度要領

(目的)

第1条 この要領は、戸田市内における優良なる商品及び技術を市内事業者独自の取組として認定することで、消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図り市内商工業の振興に資することを目的とする。

(推奨品等)

第2条 この要領において「戸田市優良推奨品等（以下「推奨品等」という。）」とは、戸田市内の事業所において製造又は加工された商品及び企画された商品並びに加工その他の技術で、当該事業所名の表示により、一般消費者に商品の販売又は役務を提供するもので、市長が認定したものをいう。

2 推奨品等の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、その旨を表示して当該商品を販売し、又は当該役務を提供するものとする。

(対象事業者)

第3条 推奨品等を申請できる者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 市内で同一事業を1年以上営んでおり、事業内容が堅実なこと。
- (2) 営業及び販売における必要な関係法令に適合した事業者であること。

(要件)

第4条 推奨品等の商品は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 既に特許登録を受けている商品と同一又はその模造品と認められる商品でないこと。
- (2) 商品の名称、意匠、包装、品質、デザイン、価格等が適当であること。
- (3) 内容及び品質が充実し、一時的に市販するために製造加工したものでないこと。

2 商品以外のものについては、他に類例のない技術であるものとする。

(推奨品等の申請)

第5条 推奨品等の認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、商品の見本又は技術を説明する資料を添えて、戸田市商工会（以下「商工会」という。）に戸田市優良推奨品等認定申請書（第1号様式。次条において「申請書」という。）を提出するものとする。

(推奨品等の認定)

第6条 商工会は、申請書を受理したときは、速やかに申請内容を調査し、認定の可否について審議するものとする。

2 商工会は、前項の規定による審議（以下「審議」という。）の結果、推奨品等として適当と判断したときは、市長に推奨品等の認定を依頼するものとする。ただし、彩の国優良ブランド品又は戸田市新技術研究開発支援事業で認定を受けた事業者の商品については、審議を省略し、市長に推奨品等の認定を依頼することができる。

3 市長は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに認定を行うものとする。この場合において、当該認定の期間（以下「認定期間」という。）は、認定された日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 商工会は、審議の結果を申請者に通知し、次の事務を行うものとする。

- (1) 推奨品等認定に係る登録管理
- (2) 推奨品等の普及及び需要拡大のための支援
- (3) 推奨品等の随時検査

5 商工会は、認定事業者から推奨品等の登録料5,000円を受領し、前項第2号の費用に充てるものとする。

(認定の更新)

第7条 認定事業者は、認定期間を更新しようとするときは、商工会に戸田市優良推奨品等認定更新届出書（第2号様式。以下「届出書」という。）を提出するものとする。

2 商工会は、届出書を受理したときは、速やかに届出の内容を確認し、更新することが適当と判断したときは、市長に推奨品等の認定の更新を依頼するものとする。

3 市長は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに認定の更新を許可するものとする。この場合において、更新の期間は、更新される日から起算して3年間とする。

(認定事業者の責務)

第8条 認定事業者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 推奨品等の宣伝等周知に努めること。
- (2) 推奨品等の意匠、内容、容器、量目、技法、販売価格等を変更しようとする

ときは、市長に報告すること。

(3) 推奨品等の容器、包装紙等には、製造及び販売業者の所在地、会社名等を明示すること。

(4) 推奨品等の認定趣旨及び推奨基準に違反しないこと。

(認定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第4条の要件を欠くに至ったとき。

(2) 認定事業者として信用を著しく害する行為があると認めるとき。

(3) 推奨品等の製造及び販売を中止したとき。

(4) 推奨品等の仕様等を変更したことにより、当該推奨品等との同一性が認められなくなったとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の戸田市優良推奨品等制度要領第6条第3項の規定により認定された推奨品等は、改正後の戸田市優良推奨品等制度要領第6条第3項の規定により認定されたものとみなす。この場合において、既に認定期間を経過している推奨品等の認定期間は、平成28年3月31日までとする。